

全国老人保健施設連盟会費規程の変更について

現 行	変 更 案
全国老人保健施設連盟会費規程	全国老人保健施設連盟会費規程
平成 13 年 2 月 7 日 制 定	平成 13 年 2 月 7 日 制 定
平成 26 年 11 月 14 日 一部改正	平成 26 年 11 月 14 日 一部改正
平成 27 年 10 月 6 日 一部改正	平成 27 年 10 月 6 日 一部改正
平成 29 年 2 月 23 日 一部改正	平成 29 年 2 月 23 日 一部改正
平成 29 年 8 月 1 日 一部改正	平成 29 年 8 月 1 日 一部改正
第 1 条 この規程は、全国老人保健施設連盟（以下「連盟」という。）規約第 6 条の規程に基づき、会員が連盟に納付する会費の額を定めることを目的とする。	第 1 条 (略)
第 2 条 会費は、 <u>P</u> 会員は 1 口年額 10 万円、 <u>A</u> 会員は 1 口年額 1 万円、 <u>B</u> 会員は 1 口年額 500 円とする。 2 <u>B</u> 会員の会費は、同一の法人若しくは施設に所属する <u>P</u> 会員又は <u>A</u> 会員が一括して納付することができる。 3 本連盟は、常任執行委員会の承認を経て、都道府県支部に対し、その支部に所属する会員から前年度に納付されたすべての会費の 1 / 2 に相当する額を政治活動費として交付する。 4 都道府県において新たに支部を設立し、政治活動費の交付を受けようとする場合は、その支部設立について、常任執行委員会に届け出て、その承認を得るものとする。	第 2 条 会費は、 <u>特別</u> 会員は 1 口年額 10 万円、 <u>協力正会員</u> は 1 口年額 1 万円、 <u>一般</u> 会員は 1 口年額 500 円とする。 2 <u>一般</u> 会員の会費は、同一の法人若しくは施設に所属する <u>特別会員</u> 又は <u>協力正会員</u> が一括して納付することができる。 3 本連盟は、常任執行委員会の承認を経て、都道府県支部に対し、その支部に所属する会員から前年度に納付されたすべての会費の 1 / 2 に相当する額を政治活動費として交付する。 4 都道府県において新たに支部を設立し、政治活動費の交付を受けようとする場合は、その支部設立について、常任執行委員会に届け出て、その承認を得るものとする。

5 交付金を受けた支部は、管轄の都道府県選挙管理委員会に収支報告書を提出する都度、連盟宛に、その写しとともに当該年度の活動報告を提出しなければならない。

6 都道府県支部に対する交付金は、年1回、4月1日に別に定める方法によって交付するものとし、分割、仮払い等は行わないこととする。

第3条 前条に関わらず、外部有識者会員の会費は、これを免除することができる。

第4条 会費算定の期日は、当該年の1月1日現在とする。

第5条 会費の納期は、原則として毎年3月末日とする。~~P会員については、退会の届けがない限り、未納の会費を累積して請求するものとする。~~

第6条 会費の徴収に関し必要な事項は、執行委員会の議決を経て、委員長が定める。

附則

1. この規程は、平成13年2月7日から施行する。

5 交付金を受けた支部は、管轄の都道府県選挙管理委員会に収支報告書を提出する都度、連盟宛に、その写しとともに当該年度の活動報告を提出しなければならない。

6 都道府県支部に対する交付金は、年1回、4月1日に別に定める方法によって交付するものとし、分割、仮払い等は行わないこととする。

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 会費の納期は、原則として毎年3月末日とする。

第6条 (略)

第7条 この規定を変更するときは、執行委員会の議決を経て、大会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成13年2月7日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 26 年 11 月 14 日より施行する。
2. 平成 26 年 11 月 14 日～12 月末日までに入会した者に限り、
平成 27 年度の会費は免除する。

附則

1. この規程は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 2 月 23 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 26 年 11 月 14 日より施行する。
2. 平成 26 年 11 月 14 日～12 月末日までに入会した者に限り、
平成 27 年度の会費は免除する。

附則

1. この規程は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 2 月 23 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、令和 7 年〇月〇日より施行する。